平成２３年（フ）第２８４５号
大阪市北区大淀中４丁目６番12号
債務者　丹波　孝浩
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８７６号
大阪市生野区新今里３丁目19―５―308、住民票上の住所大阪市生野区中川３丁目２番18号
債務者　上口　　修
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８７７号
大阪市生野区新今里３丁目19―５―308、住民票上の住所大阪市生野区中川３丁目２番18号
債務者　上口　眞弓
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９５５号
大阪府枚方市田口３丁目15番８号
債務者　前田　昭博
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９５６号
大阪府枚方市田口３丁目15番８号
債務者　前田眞喜子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９９８号
大阪府高槻市赤大路町44番２―201号
債務者　藤井　和幸
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３００３号
大阪府守口市南寺方東通５丁目５番９―207号
債務者　近澤亜紀子（旧姓高野）
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０１４号
大阪府豊中市曽根西町２丁目４番30号　谷村マンション201号室、住民票上の住所大阪府吹田市江坂町３丁目44番５号
債務者　西村　光美（旧姓塩澤）
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０６７号
大阪市生野区巽東２丁目10番11号
債務者　百瀬　達夫
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０７２号
大阪市住之江区新北島４丁目２番４―307号
債務者　眞野　　進
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０７３号
大阪市旭区新森１―６―６　リバティ新森204、住民票上の住所大阪市鶴見区緑２丁目１番12号　ハイツみやび403号
債務者　向井　正彦
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１１３号
大阪府豊中市長興寺南４丁目３番22号
債務者　松本　澄子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１７２号
大阪市浪速区幸町３丁目１番７―803号
債務者　山下　勝則
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１８１号
大阪市淀川区東三国５丁目13番41号　中村コーポ301号
債務者　中尾きみ子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２１１号
大阪市城東区永田２丁目15番17号　クリスタルハイツ203
債務者　的塲　杏奈（旧姓西岡）
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２４５号
大阪府豊能郡豊能町希望ケ丘３丁目17番地の３
債務者　松尾　すゞ
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２４８号
大阪府寝屋川市出雲町５番９号
債務者　岩佐　誠二
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部